

「中小企業振興会館整備事業」
損害保険(財産保険)付保業務
請負業者募集について

[募 集 要 綱]

令和5年11月13日

1. 募集概要

- (1) 本募集は、令和5年11月竣工予定の「中小企業振興会館」における、建物等の資産一式の不測の事故、災害等を財産保険によって担保することを目的とします。
- (2) 募集要綱及び仕様書に沿って、業務内容に関する見積等をご提案いただき、受託候補者を選定します。

2. 業務名称

中小企業振興会館整備事業 損害保険(財産保険)付保業務

3. 場所

沖縄県那覇市久米2丁目2番10号

4. 公募期間

令和5年11月13日から令和5年11月24日

5. 契約期間

契約日(令和5年12月1日予定)から3年間(予定)

6. 見積等提出

提出期限 : 令和5年11月24日(金)16時まで

※時間厳守、必着

宛 名 : 中小企業会館整備事業 損害保険(財産保険)付保業務

提出部数 : 1部

提出先 : 那覇商工会議所 高江洲・津嘉山 宛
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-7-1

琉球リース総合ビル6階 TEL 098-868-3758

E-mail takaesu@nahacci.or.jp / tsukayama@nahacci.or.jp

書 式 : 指定なし

提出物 : (1) 見積書

(2) その他、提案見積書等(任意)

7. 質疑応答（問い合わせ先）

受 付 : 令和5年11月16日（木）15時まで

回 答 : 令和5年11月21日（火）

提出先 : 那覇商工会議所 高江洲・津嘉山 宛
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-7-1
琉球リース総合ビル6階 TEL 098-868-3758
E-mail takaesu@nahacci.or.jp / tsukayama@nahacci.or.jp

備 考 : (1) 基本的に質疑に関しては、E-mail にて行う
(2) 回答は、仕様書の追記事項として取り扱う
(3) 回答は、申し込みのあった全ての会社に E-mail で返信（公開）する

8. 参加表明、供与する図書

入札参加者は、「申込書＜様式1＞」と「誓約書＜様式2＞」を、「6. 見積提出」記載の担当者（高江洲・津嘉山）まで事前にメールでご提出ください。

提出方法：担当のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして送付してください。

件名は「中小企業振興会館整備事業 損害保険（財産保険）付保業務 申込書（●●）」（●●は提出企業名）としてください。

※電子メール送信後は、担当窓口にて電話連絡をとり受信の確認をして下さい。

※申込書＜様式1＞と誓約書＜様式2＞は、那覇商工会議所ホームページよりダウンロードして下さい。

※提出を確認後、申込者に「設計図等」を事務局よりメールで配布します。

- ・ 申込書＜様式1＞・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 誓約書＜様式2＞・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 設計図等・・・申込書提出者に事務局よりメールで配布

9. 見積条件

- (1) 見積は、別紙、仕様書の通り見積もること
- (2) 仕様変更の提案があれば、別紙で提案、見積もること
- (3) 募集要綱に記載がなくとも必要と認められるものは、別紙で提案すること
- (4) 当該見積要綱あるいは、関連資料に関する内容を一切第三者に開示しないこと

10. 選定方法

- (1) 提出された書類を審査し、受託候補者を決定します。
- (2) 選定に際し、ヒアリングを実施する場合があります。実施する場合、別途、通知します。
- (3) 那覇商工会議所の求める条件を満たさない場合は、審査を経て「選定対象外」とする場合があります。
- (4) 審査においては、見積書や提案書(任意)、各種実績等を評価し選定を行います。
- (5) 提出された有効な見積書の額がいずれも予定価格を上回ったときは、那覇商工会議所の判断により、有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者、または審査評価の最も高かった者、いずれかもしくは両者と協議のうえ、内容を見直し、再度見積依頼を行う場合があります。
- (6) 選定結果は、申込者全員にメールで通知するとともに、那覇商工会議所ホームページにて受託企業名を公表します。参加企業名や審査内容、予定価格に関する問い合わせへの回答は行いません。

11. その他

- (1) 本提案における書類等の返却はしません。
- (2) 受託候補者の選定後、提出書類等への虚偽の記載や参加資格に合致していないこと等が判明した場合は、選定を無効とする場合があります。
- (3) 業務内容は、実施段階において、予算や諸事情により変更することがあります。
- (4) 検討事項が生じた場合は、別途協議を行います。
- (5) 保険代理店は、沖縄県内に本店を置く代理店とし、保険会社が指定するものとしします。

12. 参加資格

以下の参加資格要件をすべて満たす企業とします。

- (1) 参加企業は、那覇商工会議所の会員企業であること（基準日：令和5年4月1日時点）
- (2) 参加企業は、沖縄県内に本店または支店、支社を有する企業であること
- (3) 保険業者であること（保険代理店業は不可）
- (4) 実務経験を有する者を業務の主担当とすること

13. 参加制限

以下のいずれかに該当する者は、参加企業となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 沖縄県、那覇市の指名停止措置を受けている者
- (3) 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- (6) 会社法（平成18年法律第66号）に基づき会社の特別清算の申立がなされている者
- (7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、市町村税を滞納した者
- (8) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））である者